

- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されることとした。
- 七 部会（第七条関係）
- 1 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。
 - 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名することとした。
- 八 幹事（第八条関係）
- 1 審議会に、幹事を置くこととした。
 - 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命することとした。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐するとともに、審議会等の会議に出席し、意見を述べることができることとした。
- 九 庶務（第九条関係）
- 審議会の庶務は、生活環境部においてこれを処理することとした。
- 十 雑則（第十条関係）
- 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。
- 十一 施行期日等
- 1 この条例は、平成六年八月一日から施行することとした。
 - 2 鳥取県公害対策審議会条例は、廃止することとした。
 - 3 鳥取県公害防止条例について、所要の改正を行うこととした。
- ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 一 個人の県民税の非課税措置の適用の判定に当たり、株式の譲渡損失等を他の所得と通算しないこととした。（第三十二条関係）
 - 二 長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例について、所要の調整を行うこととした。（附則第十四条関係）
 - 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

- ◇鳥取県心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例
- 一 題名を「鳥取県障害者施策推進協議会条例」に改めることとした。
 - 二 協議会の名称を「鳥取県障害者施策推進協議会」に改めることとした。（第一条関係）
 - 三 協議会の委員に障害者関係団体の代表を加える等その構成を変更し、関係行政機関の職員以外の委員の任期を二年とすることとした。（第二条関係）
 - 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 五 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 一 保健士についても、看護職員修学資金の返還に係る債務を免除することができることとした。
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例
- 一 特別地区の道路等以外の地域のうち知事が指定する区域内においては、車馬の使用等についても、知事の許可を受けなければならぬこととした。（第十六条関係）
 - 二 野生動植物保護地区内においては、野生動植物を殺傷し、又は損傷する行為についても、禁止することとした。（第十七条関係）
 - 三 1 この条例は、平成六年十二月一日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 一 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - 1 県営住宅の設置（別表第一関係）

次の県営住宅を設置することとした。

名 称	位 置
東今在家団地	鳥取市東今在家
福守第二団地	倉吉市不入岡
上福原第二団地	米子市上福原

2 優先入居（第七条関係）

知事が指定した県営住宅に優先的に入居させることができる者に、新たに引揚者を加えることとした。

3 同居及び入居の承継の承認

(一) 入居時に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならないこととした。（新第九条の二関係）

(二) 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合、同居の親族が引き続き県営住宅に入居しようとするときは、知事の承認を得なければならないこととした。（新第九条の三関係）

(三) (一)及び(二)に伴う所要の改正を行うこととした。（第十七条、第二十四条関係）

4 高額所得者に係る損害賠償及び明渡し期限の延長（第二十一条の二関係）

(一) 明渡しの期限として定められた日までに県営住宅を明け渡さなかった場合には、その日の翌日から明渡しの日までの家賃の二倍に相当する額の損害賠償をしなければならないこととした。

(二) 近い将来に定年退職等の理由により、収入が著しく減少することが予想される場合は、明渡し期限を延長することができることとした。

5 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
特別県営住宅についても、一の3と同様の措置を講ずることとした。（第八

条関係）

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び二の改正は平成六年九月一日から、一の1の改正は規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

一 議会運営委員会の委員の定数を十一人（現行十人）とすることとした。（第二条の二関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県環境審議会条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県環境審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十二人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第六条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 第四条及び第五条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(鳥取県公害対策審議会条例の廃止)

2 鳥取県公害対策審議会条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)は、廃止する。

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

3 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条中「鳥取県公害対策審議会」を「鳥取県環境審議会」に改める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「及び所得割（二）を」及び所得割（第二号に該当する者にあつては、」に改め、「、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附則第十四条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第十号」を「第十二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三十二条の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成六年度分ま

での個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成六年一月一日以後に行つた同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた改正前の鳥取県税条例附則第十四条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

鳥取県心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県心身障害者対策協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者対策協議会条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県障害者施策推進協議会条例

第一条中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に、「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に、「鳥取県心身障害者対策協議会」を「鳥取県障害者施策推進協議会」に改める。

第二条第二項各号を次のように改める。

- 一 学識経験者
 - 二 障害者関係団体の代表
 - 三 関係行政機関の職員
- 第二条に次の一項を加える。
- 3 委員の任期は、前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項貸付金の種類の欄中「第六条」の下に、「第五十九条の二」を、「准看護婦」の下に「保健士」を加える。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県自然環境保全条例の一部を改正する条例

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項に次の一号を加える。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十七条第三項中「又は採取しては」を「若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しては」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取県自然環境保全条例第十六条第四項の規定による許可を要しなかった行為で、この条例による改正後の鳥取県自然環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）第十六条第四項の規定による許可を要することとなったもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、同項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に着手している行為で、改正後の条例第十七条第三項の規定によりしてはならないこととされたものについては、同項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条第四項中「、第四条に規定する事由に係る者」を削り、「寡婦」の下に「引揚者」を加え、「心身障害者」を「障害者」に改める。

第九条の三を第九条の五とし、第九条の二を第九条の四とし、第九条の次に次の二条を加える。

(同居の承認)

第九条の二 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者(入居後出生した子を除く。)を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準は、規則で定める。

(入居の承継の承認)

第九条の三 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該県営住宅に入居しようとするときは、当該同居の親族は、規則で定めるところにより、入居の承継について知事の承認を得なければならない。

ない。

2 前項の承認を受けた者の入居の手続については、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第十六条に次の一項を加える。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第十七条第一項中「貸し、又は親族以外の者を同居させては」を「貸しては」に改め、同条第三項中「親族以外の者を同居させ、又は」を削る。

第十八条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

3 入居者は、第一項の承認を受けずに県営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者の費用で直ちに原状回復又は撤去を行わなければならない。

第十九条の二に次の一項を加える。

3 前条第四項から第六項までの規定は、高額所得者の決定の更正について準用する。

第二十一条の二第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

第二十一条の二第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 高額所得者は、第一項の期限として定められた日までに県営住宅を明け渡さなかつた場合においては、その日の翌日から明渡しの日までの家賃の二倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。

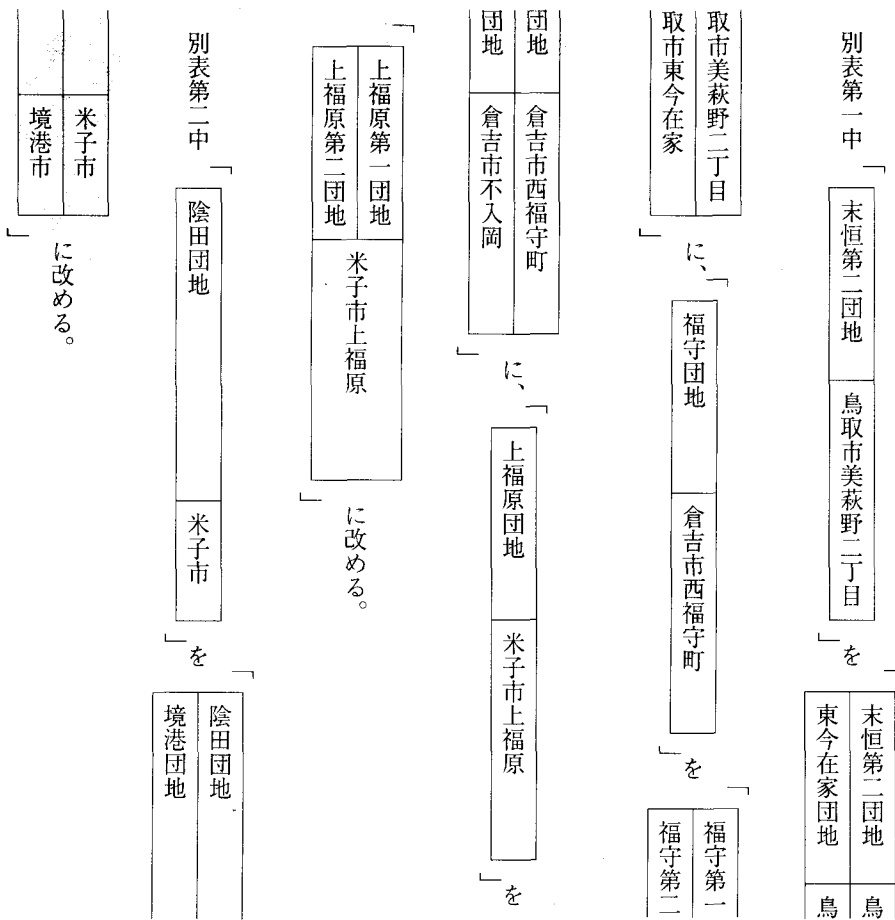
第二十三条第一項中「うけなければ」を「受けなければ」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十八条第一項ただし書」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十四条第二項中「次の各号の一」を「第一号から第五号までのいずれかに該当する場合又は同居の親族が第六号」に改め、「当該入居者」の下に「又は同居の親族」

を加え、同項第一号から第四号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同項第五号中「第十六条」を「第九条の二及び第十六条」に、「とき」を「とき。」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第九条の三第一項の規定に違反したとき。

第二十四条第二項中「うけた入居者」を「受けた入居者又は同居の親族」に改め、同条第三項中「入居者」の下に「又は同居の親族」を加える。



(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第二条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第六条から第九条まで」を「第六条から第九条の三まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第九条の三を第九条の五とし、第九条の二を第九条の四とし、第九条の次に二条を加える改正規定、第十七条の改正規定及び第二十四条の改正規定並びに
- 第二条の改正規定 平成六年九月一日
- 二 第一条中別表第一の改正規定 規則で定める日

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「十人」を「十一人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。